

# 開発事業の構想に関する

# 住民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の開発等を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

戸別訪問用と特定大規模用（説明会開催）に分かれていますので注意して下さい。  
手続きフローや裏面内容が異なります。開発事業の種類に合わせて、適宜使用願います。

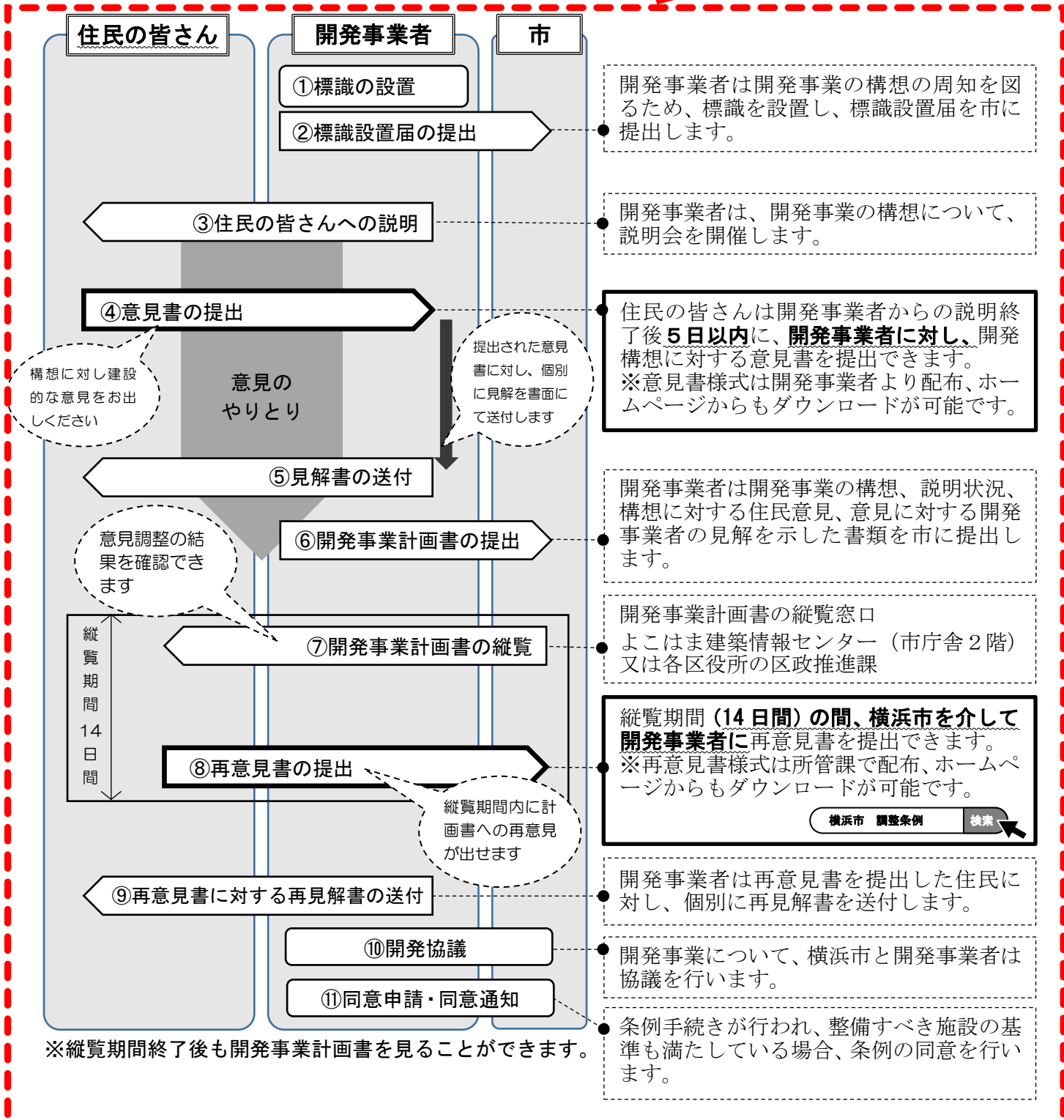
を行う場合、横浜市開発事業

- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

## 条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくり出すことにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。

本資料を配布する際には、説明対象者に手続きフローや意見書・再意見書の提出に関する丁寧にご説明をお願い致します。



開発事業者は開発事業の構想の周知を図るため、標識を設置し、標識設置届を市に提出します。

開発事業者は、開発事業の構想について、説明会を開催します。

住民の皆さんは開発事業者からの説明終了後**5日以内**に、**開発事業者に対し**、開発構想に対する意見書を提出できます。  
※意見書様式は開発事業者より配布、ホームページからもダウンロードが可能です。

開発事業者は開発事業の構想、説明状況、構想に対する住民意見、意見に対する開発事業者の見解を示した書類を市に提出します。

開発事業計画書の縦覧窓口  
よこはま建築情報センター（市庁舎2階）  
又は各区役所の区政推進課

**縦覧期間（14日間）の間、横浜市を介して開発事業者に再意見書を提出できます。**  
※再意見書様式は所管課で配布、ホームページからもダウンロードが可能です。  
横浜市 調整条例 検索

開発事業者は再意見書を提出した住民に対し、個別に再見解書を送付します。

開発事業について、横浜市と開発事業者は協議を行います。

条例手続きが行われ、整備すべき施設の基準も満たしている場合、条例の同意を行います。

## 条例上の説明範囲・説明方法について

説明範囲 (地域住民の皆さん)	開発事業区域から 50m 範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者
説明方法	説明会の開催

### 意見書の提出

本資料を事前配布する際に、最終の説明会開催日（条例上は2回以上の開催を規定）の翌日から5日後の日付を予め記入してください。

例) 最終の説明会開催が4月15日であった場合は、翌日から5日後のため4月20日(月)となります。

※計画内容については下記の開発事業の

#### 意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に対する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(最終の説明会開催日の翌日から5日間)

令和 2 年 4 月 20 日 ( 月 ) 消印有効

#### 開発事業の構想に関する説明者

(氏名)

株式会社〇〇建設 横浜 太郎

説明会開催時に説明者を行った方の氏名を記入してください。

(連絡先)

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

説明を受けた住民の方の窓口になりますので、連絡の取りやすい電話番号を記入してください。

## 横浜市の所管課・お問合せ先について

※手

手続き中の窓口にはチェックを入れてください。

れば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。

	担当課	エリア別	電話番号
<input checked="" type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部 (緑・青葉・都筑)	045-671-4515
<input type="checkbox"/>	〃	西部 (南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516
<input type="checkbox"/>	〃	南部 (港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517
<input type="checkbox"/>	〃	東部 (鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課	市域全域 (開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)	045-671-2350